

令和3年度第2回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和4年1月5日（水）

と ころ 小金井市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

令和3年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和4年1月5日（水）
場 所 小金井市役所第2庁舎8階801会議室

出席者 〈委 員〉

江 頭 みのぶ	加 藤 由喜枝	高 橋 智
瀬 口 秀 孝	西 野 裕 仁	穂 坂 英 明
黒 米 哲 也	田 中 智 巳	小 堀 哲 郎
遠 藤 百合子	岸 田 正 義	た ゆ 久 貴
安 田 けいこ	宮 下 拓 実	

〈保険者〉

市民部長	西 田 剛
保険年金課長	田 嶋 隆 行
国民健康保険係長	井 上 義 秀
国民健康保険係主査	千 葉 祐 生
国民健康保険係主査	杉 野 俊 太 郎
国民健康保険係主事	力 丸 陽 介

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出について
日程第2 小金井市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代行者の選挙について
日程第3 令和4年度国民健康保険税の見直しについて（諮問）
日程第4 その他

令和4年1月5日

◎田嶋保険年金課長 それでは、定刻より少し早いのですが、御出席の方皆さんおそろいですので、会議を始めさせていただきたいと思います。

令和3年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本協議会につきましては、令和4年1月1日から新たな任期となっておりますので、新たな委員の皆様で第1回目の協議会となります。したがいまして、本日の各委員の席につきましては、現時点では仮議席とさせていただきます。

皆様から見て右手から、国民健康保険条例第2条第1号による被保険者を代表する委員、第2号による保険医または保険薬剤師を代表する委員、第3号による公益を代表する委員、それから第4号による被用者保険等保険者を代表する委員の順となっております。なお、被保険者を代表する委員につきましては、定数が5名のうち2名が欠員となっております。

続きまして、本来であれば、国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づき、委嘱状の交付を行わせていただくところですが、コロナ禍ということもありますので、机上に配付させていただくという形で交付させていただきたいと存じますので、御了承をお願いいたします。

なお、今期の任期につきましては、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本来ですと、市長から御挨拶申し上げるところですが、本日欠席のため、市民部長の西田から御挨拶をさせていただきます。

◎西田市民部長 皆さん、こんばんは。改めまして、市民部長の西田でございます。本年もよろしくお願い申し上げます。では、着座にて失礼いたします。

本日はお忙しい中、年明け早々に国民健康保険運営審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本市の国民健康保険事業に多大なる御尽力をいただくとともに、市政全般にわたって御理解・御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日は、保険税の見直しに関して諮問をさせていただくところになります。先月24日、令和4年度税制改正大綱が閣議決定されたことによりまして、国民健康保険税においては賦課限度額の改定等が行われることとなりました。本市の厳しい国保財政運営の健全化を図るため、このほどは国の改定に合わせ、本市の賦課限度額の改定について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては後ほど詳しく御説明申し上げますが、委員の皆様の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めていきたいと思っております。ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

◎田嶋保険年金課長 続きまして、事務局の職員を御紹介させていただきます。

市民部長の西田でございます。

◎西田市民部長 西田でございます。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係長の井上でございます。

◎井上国民健康保険係長 井上でございます。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係主査、杉野でございます。

◎杉野国民健康保険係主査 杉野でございます。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係主査、千葉でございます。

◎千葉国民健康保険係主査 よろしくお願ひいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係主事、力丸でございます。

◎力丸国民健康保険係主事 よろしくお願ひいたします。

◎田嶋保険年金課長 最後になりましたが、保険年金課長の田嶋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大変恐縮ですが、着座にて進行させていただきたいと思ひます。

本日は今期初めての会議ですので、委員の御紹介をさせていただきたく存じます。各委員におかれましては、一言御挨拶をいただければ幸ひでございます。なお、御挨拶は着席のままお願ひいたします。

初めに、第1号委員、被保険者を代表する委員でございます。江頭委員でございます。

◎江頭委員 江頭です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 高橋委員でございます。

◎高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 加藤委員でございます。

◎加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 医師会から瀬口委員、お願ひいたします。

◎瀬口委員 瀬口です。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎田嶋保険年金課長 本日はオンラインでございます。

西野委員でございます。

◎西野委員 西野です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 穂坂委員でございます。

◎穂坂委員 穂坂です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 歯科医師会から黒米委員でございます。

◎黒米委員 黒米です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 薬剤師会から田中委員でございます。

◎田中委員 田中です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 続いて、第3号、公益を代表する委員でございます。民生委員から小堀

委員でございます。

◎小堀委員 小堀です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 市議会から遠藤委員でございます。

◎遠藤委員 遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 岸田委員でございます。

◎岸田委員 岸田でございます。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 たゆ委員でございます。

◎たゆ委員 たゆです。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 安田委員でございます。

◎安田委員 安田です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 最後に、第4号、被用者保険等保険者を代表する委員でございます。全国健康保険協会から宮下委員でございます。

◎宮下委員 宮下です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 健康保険組合連合から吉田委員でございます。本日欠席する旨御連絡をいただいております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議の成立の可否につきまして報告させていただきます。

◎井上国民健康保険係長 それでは、本会議の成立について御報告いたします。現在、委員定数17名中、オンラインの瀬口先生を含めて14名の御出席をいただいております。こちらは2分の1以上の御出席ということになります。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号までの各委員1名以上の御出席をいただいておりますので、小金井市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、その旨御報告させていただきます。

また、対面・オンライン併用の会議について御説明いたします。オンラインの瀬口先生に関しては、カメラをオンにしておいていただき、雑音を避けるため、音声はミュートにしてください、発言するときにマイクをオンにしていただければと思います。また、委員の方以外が映り込まないように御注意いただければと思います。発言される際、挙手いただいて、指名されましたらマイクをオンにしておいて御発言いただければと思います。

続いて、その他注意事項になります。録音や録画は行わないようお願いいたします。

なお、会場にいらっしゃる方につきましては、特に変わりありませんので、発言する際には挙手していただき、指名されましたら御発言いただければと思います。

以上でございます。

◎田嶋保険年金課長 ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付いたしました「令和4年度国民健康保険税の改定関係」「令和4年度国民健康保険税改定（賦課限度額等）関係」

以上、事前にお配りしたものは2点でございます。

次に、本日机上に配付しております資料4点でございます。「本日の日程」「委員名簿」「国民健康保険必携2021」「納付金関連資料」「歩数記録証」の一部誤発送についてでございます。そのほか、一部の委員には、クリアファイル内の封筒に令和3年分源泉徴収票がございます。

以上でございますが、資料の不足の方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。日程第1「小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出について」を議題とさせていただきます。

1月1日から新たな任期となったことから、会長及び会長職務代行者を新たに選出していただく必要があります。それに先立ち、臨時の議長を選出する必要があります。

小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出についてお諮りいたします。従前の例によりまして、最年長であります加藤委員を臨時議長に指名したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎田嶋保険年金課長 それでは、御異議なしと認めます。加藤委員を臨時議長に指名させていただきます。

交代のため、しばらくお時間をいただきたいと思っております。加藤委員、お願いいたします。

◎加藤臨時議長 ただいま御指名いただきました加藤でございます。よろしくお祈りいたします。それでは、会議を続けます。

日程第2「小金井市国民健康保険運営協議会会長並びに会長職務代行者の選挙について」を議題といたします。

会長は、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づきまして、第3号による公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙することとなっております。どなたか選出方法について御意見がございますでしょうか。

◎岸田委員 指名推選はいかがでしょうか。

◎加藤臨時議長 ただいま、選出方法について、指名推選との御意見がございました。指名推選により決定することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎加藤臨時議長 それでは、異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

指名推選で会長を選出させていただきますが、どなたか推薦していただけますでしょうか。

◎加藤臨時議長 岸田委員。

◎岸田委員 経験豊かな遠藤委員を推薦させていただきます。

◎加藤臨時議長 ただいま、遠藤委員を会長として推薦する旨の御発言がございました。

お諮りいたします。

遠藤委員を会長に選出することに御異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎加藤臨時議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のありましたとおり、会長に遠藤委員を選出することに決定いたしました。

会長が決定いたしましたので、臨時議長の職務は終了いたしました。

御協力ありがとうございました。では、会長と交代いたします。しばらくお待ちください。

◎田嶋保険年金課長 会長が選任されましたので、就任の御挨拶をお願いいたします。

◎遠藤会長 改めまして、皆様、こんばんは。微力ながら、皆様の協力を得まして国民健康保険のこの委員会を進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 次に、会長職務代行者を選出します。会長職務代行者は、会長と同様に、第3号による公益を代表する委員のうちから選挙することとなっています。どなたか選出方法について御意見がございますか。

◎遠藤会長 岸田委員。

◎岸田委員 指名推薦はいかがでしょうか。

◎遠藤会長 ただいま、選出方法について指名推薦とのご意見がございました。指名推薦により決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 異議なしということでございますのでそのように決定させていただきます。従いまして、指名推薦で会長職務代行者を選出させていただきますが、どなたか推薦いただきますでしょうか。

◎遠藤会長 岸田委員。

◎岸田委員 小堀委員を推薦いたします。

◎遠藤会長 ただいま小堀委員を会長職務代行者として推薦というご発言がございました。

◎遠藤会長 お諮りいたします。小堀委員を会長職務代行者に選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 ご異議なしと認めます。よってただいま指名のありましたとおり、会長職務代行者に小堀委員を選出することに決定いたしました。

それでは、会長職務代行者に就任いたしました小堀委員の御挨拶をお願いいたします。

◎小堀委員 今、御推挙いただきました小堀でございます。微力ながら、会長職務代行を務めさせていただきたいと思っておりますので、御協力よろしくお申し上げます。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

◎田嶋保険年金課長 本協議会の議長につきまして、小金井市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会長が行うこととなっております。

遠藤会長、よろしくお祈りいたします。

◎遠藤会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

これより、委員の議席の指定を行いたいと思いますが、従前の例によりまして、ただいま着席されている仮議席をもって議席といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**遠藤会長** 御異議なしということですので、このとおり決定させていただきたいと思います。

次に、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第9条第2項の規定により、会議録署名委員を2名指名したいと思います。

穂坂委員及び黒米委員のお二人を会議録署名委員として指名したいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程第3「小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)」を議題といたします。

諮問を求めます。

◎**西田市民部長** 令和4年1月5日。小金井市国民健康保険運営協議会会長様。小金井市長、西岡真一郎。代読とさせていただきます。

小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)。

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を下記のとおり改正したいと考えています。つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第6号)第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記、諮問事項。

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について。

改正内容。

1、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額(医療分)の課税限度額について、63万円を65万円に改定する。

2、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金分(支援分)の課税限度額について、19万円を20万円に改定する。

この改正は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税から適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

以上です。よろしくお願ひします。

◎**遠藤会長** ただいま市長より諮問がございました。諮問書の写しを皆様に配付させていただきます。

(諮問文配付)

◎**遠藤会長** 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったと思います。それでは、ただいまの諮問につきまして、事務局に細部説明を求めます。

◎**田嶋保険年金課長** それでは、日程第3「小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)」の御説明をさせていただきます。少し長くなりますので、着座にて説明させていただきます。

諮問事項の説明に先立ちまして、平成30年度以降の国民健康保険制度及び令和4年度仮係

数に基づく納付金標準保険料の算定結果について御説明いたします。

東京都は、令和3年11月29日に開催された令和3年度第1回東京都国民健康保険運営協議会において、仮係数による令和4年度納付金等の算定結果を報告しました。

事前に送付した国民健康保険税改定関係資料のうち、資料1の1ページを御覧ください。上段が改革の概要です。

平成30年度から東京都も保険者となり、財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図っています。

都は、毎年、区市町村ごとの標準保険料率・納付金を算定、徴収し、保険給付に必要な費用を全額、区市町村に支払います。区市町村は、引き続き被保険者に対し、給付、税の賦課・徴収などを行います。

2、納付金の算定方法です。今回の試算では、令和4年度の都の納付金必要額約4,428億円です。令和3年度確定係数による算定時では4,176億円でしたので、約252億円増加しています。

これを区市町村に配分する際の基本的な考えは、医療費水準は全て反映し、所得水準は都の水準を反映するということです。分配の算定は右下の枠内のとおりです。

2ページ、3 標準保険料率の算定方法を御覧ください。東京都の標準保険料の算定方法について御説明いたします。

標準保険料率の役割ですが、1つ目は、標準的な住民負担の見える化を図るため、標準保険料率を示しています。

2つ目は、区市町村が具体的に目指すべき値を示す役割です。

東京都は、区市町村に対して、3つの標準保険料率を提示します。

①都道府県標準保険料率は、全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表すものです。

②区市町村標準保険料率は、都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な数字を表すものです。

③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率で、各区市町村における算定基準に基づく標準保険料率も示すこととなります。

4、保険税調定額の算出方法を御覧ください。

歳出にある「納付金」に、「保健事業費」及び「保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金・葬祭費の費用等」を加算し、そこから「法定内一般会計繰入金」及び「市町村に交付されることが見込まれる公費」を差し引いた額が「必要な保険税総額」となります。

設定した税率による税収で「必要な保険税総額」に不足が生じる場合は、法定外一般会計繰入金で補填することとなります。

3ページを御覧ください。令和4年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額を御覧ください。

御説明した方法で、小金井市の令和4年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額を計算したものがこの表になります。納付金の試算額は36億6,788万1,309円、保険税調定額の試算額は33億115万661円です。

今回提示された納付金は、前年度に比べ約3億円増加しています。本来であれば、本日お諮りする賦課限度額の前に、仮係数に基づき税率の改定について諮問させていただくところですが、3億円を単純に被保険者数で割り返すと、1人当たり約1万4,000円になり、これをそのまま保険税に上乘せすると大変なことになってしまうことから、何らかの対策をすべくお時間をいただいているため、順番を入れ替えて諮問させていただいております。この納付金の増額につきましては、後ほど御説明させていただきます。

最後に、都から示された令和4年度仮係数に基づく標準保険料率は6の表のとおりです。本市の保険料率は、医療分の所得割が5.75%、均等割が2万6,000円、後期支援分の所得割が2.05%、均等割が1万3,000円、介護分の所得割が2.0%、均等割が1万5,000円となっており、標準保険料率との差があるため、一般会計からの法定外繰入れがなければ財源が不足することとなります。

以上が国民健康保険制度及び令和4年度仮係数に基づく納付金・標準保険料率の算定結果についての説明となります。

続きまして、本日の諮問事項である賦課限度額について説明をさせていただきます。

まず、今回諮問いたしました賦課限度額とは何かというところから御説明いたします。国民健康保険税は、所得税や市民税と異なり、課税の上限が決まっております。給与所得で例えば1,200万円の所得のある方と1億円の所得のある方では通常課税額が変わってきますが、国保税においてはどちらも現行制度では99万円、改定後でも102万円が上限であり、所得が2億円になっても10億円になっても課税額は変わりません。

なぜこのようになっているかと申しますと、国民健康保険の本質が「保険」であることによります。生涯にかかる医療費は約2,700万円と言われております。賦課限度額がない場合、所得が1億円の方の課税額は1,000万円弱になりますので、3年で平均的な生涯医療費を上回ってしまいます。一生1億円超ということはないでしょうが、10年この所得があれば、その間だけで平均的な生涯医療費の3.6倍も納税することになってしまいます。難しい病気にかかってもっと医療費がかかることもありますので、意味がないとは言いませんが、人によっては、保険に入らないほうが得だと思われ、納税意識が低下してしまうこともあるため、この制度が設けられております。

ただ、賦課限度額を硬直的に設定してしまうと、税率の改定により中・低所得者層のみの税負担が増え、高所得層の負担は変わらないままになってしまうこともあるため、適宜見直されております。

以上が賦課限度額の簡単な内容です。

本題に入っております。

初めに、令和4年度の国民健康保険税の税制改正大綱の内容について御説明いたします。資料2を御覧ください。資料の一番下の※の記載にあるとおり、12月24日付で、記載内容のとおり閣議決定されたものです。

1、賦課限度額の引上げを御覧ください。今回諮問する内容は、賦課限度額の改定となります。具体的には、基礎課税額、つまり医療分の賦課限度額を現行の63万円から2万円引き上げて65万円とします。また、後期高齢者支援金分の賦課限度額を現行の19万円から1万円引上げて20万円とします。介護分については変更ありません。

2、減額の対象となる所得の基準を御覧ください。法定の保険税軽減の7割、5割、2割の軽減についてです。令和4年度は変更がありませんでしたので、参考として現行の額をお示ししております。

それでは、今回の諮問内容であります、賦課限度額の改定について御説明いたします。

初めに、賦課限度額について、国の法律と市の条例の関係について説明させていただきます。賦課限度額は、地方税法施行令という政令により上限が定められており、その範囲内で区市町村は条例で定めることとなっております。

通常、12月中旬から下旬に税制改正大綱が示され、法律的には、年度末の3月末に政令改正がされてきました。

このように、年度末に政令が改正されることから、改正条例は、閣議決定が行われた後、年明けに本運営協議会に諮問し、承認の答申をいただきましたら、第1回定例会に上程し、政令改正後に施行しております。

資料3、(1)改定内容を御覧ください。今回の諮問では、本市の賦課限度額につきまして、改正予定の政令の上限どおり、医療分については現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金分につきましては現行の19万円から20万円に増額するものでございます。現行の賦課限度額では、医療分、後期高齢者支援金分、介護分を合わせて99万円のところ、改定した場合には102万円となることから、全ての区分で賦課限度額に達している世帯では3万円の負担増になるものでございます。

続いて、(2)国民健康保険税収入への影響額を御覧ください。本表では、医療分、後期高齢者支援金分、介護分ごとに、賦課限度額超過額について、税制改正前と税制改正後の賦課限度額で試算を行い、影響額をお示ししております。

(A)が賦課限度額の改定前の調定額、(B)が改定後の調定額となっており、マイナスの三角がついているので分かりづらいですが、医療分で479万2,000円、後期高齢者支援金分で340万4,000円、合わせて819万6,000円の増を見込んでおります。

この額は調定ベース、課税を行った額であり、実際には一部納められない額もございまして、収入ベースでは795万3,000円の増を見込んでおります。

(3)国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計を御覧ください。こちらは、影響を受ける世帯数の推計値になります。

医療分では、現行では240世帯、全世帯に対する割合では1.56%の世帯が賦課限度額に達しておりますが、改定後は233世帯、1.45%の世帯が課税限度額を超えている世帯となります。残りの17世帯は、現在の賦課限度額以上、改定後の賦課限度額未満ですので、100円以上2万円未満の増額となります。

後期高齢者支援金分では、現行では356世帯、全世帯に対する割合では2.31%の世帯のところ、改定後は312世帯、2.02%の世帯が賦課限度額を超えている世帯となります。残りの44世帯は、医療分と同様に、100円以上1万円未満の増額となります。

先ほど御説明したとおり、介護分については変わりありません。

個人に対する影響ですが、単身世帯の場合、医療分は、今まで給与収入が1,245万円になると上限の63万円でしたが、改正すると1,280万円上限の65万円になります。

同じく後期高齢者支援金分は、1,058万円上限19万円だったところ、1,107万円上限20万円になります。

ここまでの諮問案についての御説明となります。

最後に、同資料の最下部にある※を御覧ください。先ほど、令和4年度については、法定の保険税軽減の7割、5割、2割について変更なしと御説明したところですが、前回本協議会にて御報告した未就学児に係る均等割の軽減が令和4年度から始まることとなります。別途、補助金等により補填されますが、税収上は860万円程度、調定額が減になると試算しております。

説明が長くなりましたので、最後に諮問事項をまとめますと、国民健康保険税の賦課限度額のうち、医療分については63万円から65万円に、後期支援分につきましては19万円から20万円に改定をいたしたいという諮問となります。

説明は以上になります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

◎遠藤会長 事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入りますが、発言される前に挙手していただき、指名を受けた後に発言していただくようお願いいたします。

事務局に対しまして何か御質問はございますでしょうか。たゆ委員。

◎たゆ委員 たゆです。では、質問させていただきます。長くならないようにしますので、よろしくお願ひします。

まず、保険料の調定額改定は、今回は算出方法の説明ということで、次回に別に諮問されることなので、それはそのときに意見を述べたいと思っています。あと、軽減判定の所得基準の減というのは、これはよかったと思っています。

賦課限度額の引上げですけれども、私がこの運営委員になってから2回目になって、そのときいろいろ全面展開して反対する理由を述べたので、簡潔に、今回はいろいろと言わないのですけれども、今回は3万円上がるということで、約800万円、市民の負担が増えるという内容で、私は賛成できないです。反対です。限度額に到達する世帯は、説明があったように、所

得で1,200万円ぐらいという説明もあって、私もそうだと思うのですが、貧困とは言わないですが、決して裕福過ぎるとも言えないと思ひまして、世帯構成によっては国保税がたくさんかかり暮らしに重くのしかかっているという状況だと思うのですが、その点を市のほうはどう考えているのか。この値上げが市民生活に影響を与えると思うのですが、どう考えているのでしょうか。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎田嶋保険年金課長 常々申し上げているとおり、私どもといたしましても、できる限り被保険者の皆様の負担が増えないようにということは考えているところですが、先ほど説明いたしましたとおり、こちらについて改定を行わないと、税率の改定を行うか行わないかは今後の納付金の確定係数次第になりますが、税率が改定された場合には、低所得者・中所得者の負担だけ増えてしまって、高所得者の方々の負担が増えないというのはいかがなものかと思ひますので、今回、賦課限度額の改定をさせていただくということにさせていただきました。

◎遠藤会長 たゆ委員。

◎たゆ委員 では、意見だけ最後に。国民健康保険税額自体、今年度は値上げをしなくて、コロナの影響もあってということで、市民部長、保険年金課長がすごく頑張ってください、それは感謝申し上げたいと思うのです。しかし、今年度以外であれば、毎年のように値上げを繰り返しておりまして、多摩26市で小金井市が一番高いわけですし、それでいて限度額も引き上げてとなると、市民負担は増える一方の状況があると思ひます。コロナ減免とか、傷病手当制度とか、あと未就学児の均等割の軽減など、一定の取組が行われていて、それ自体は本当に素晴らしいと思うのですが、基本的な部分でこういった負担増が行われていては元も子もなくなってしまふから、値上げを行うべきではないと私は申し上げたいと思ひます。そのためには、一般会計から法定外繰入れをしっかりと増やしていくことが必要であると思ひますので、以上、意見を申し上げます。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。加藤委員。

◎加藤委員 私は、基本的には、国民健康保険税が毎年値上げをしていると、このように都の計画に見合うようにやっていくとなると、毎年毎年値上げということになっていくというシミュレーションがありました。ですが、法定外の一般会計の繰入れをやって、本当に小金井市は国民健康保険税が高いと思ひますので、そこを何とか補填する、一般会計から繰り入れるという形で、今後はさらにまた考えていただければありがたいと思ひます。今回この未就学児の均等割の軽減が決定されて、今後もこの年齢を引き上げるということでやっていただけたらありがたいと思ひます。

◎遠藤会長 御意見ですか。

◎加藤委員 意見です。

◎遠藤会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

御意見あるいは質問がなければ、ここで質問を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

他に質問がございませんので、これで質疑を終了したいと思います。

国民健康保険税の改定は、令和4年度当初予算に反映する必要があるものとなっております。そのため、令和4年度第1回市議会定例会に議案を上程したいとのことでありますので、答申をまとめたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

◎**遠藤会長** 異議ありということですので、協議会として答申をまとめる必要がございますので、規則第8条に基づき、多数決という形を採ってまいりたいと存じます。諮問案に賛成なのか反対なのかを多数決で決定し、ただ、幾つかの御意見等がございましたので、答申書には主な意見を付すという形を採りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**遠藤会長** では、異議なしということで、次に進めたいと思います。

それでは、多数決を採りたいと思います。市長の諮問のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

◎**遠藤会長** ありがとうございます。

賛成多数でありましたので、市長の諮問のとおりいたしますが、加藤委員及びたゆ委員からの貴重な御意見がございましたので、答申書には意見を付すことといたします。

事務局のほうで答申に付す意見の案を作成し、それを委員の皆様へ送付させていただきます。それに対して意見等があれば、期限までの間に連絡していただければと思います。いただいた意見の取扱いにつきましては、会長に一任させていただきますようお願いいたします。

次に、日程第3、その他に入りますが、事務局から何かございますか。

◎**田嶋保険年金課長** 事務局から、令和4年度仮係数に基づく納付金の算定結果について、「こがねい国保健幸チャレンジ事業」における「歩数記録証」の誤送付について、次回の日程についての3点、御説明をさせていただきます。

まず、令和4年度仮定数に基づく納付金の算定結果について説明させていただきます。

先ほどの諮問の中で御説明いたしましたとおり、令和4年度の仮係数に基づく納付金の算定結果が、昨年度と比べて3億円以上増額となっております。被保険者1人当たりの医療費は増加傾向ですが、被保険者数が減っていることなどから納付金は減少傾向だったところでしたので、我々も驚きました。通常であれば、仮係数で算定された納付金に基づき翌年度の予算編成を行うところですが、このまま予算編成を行うと、被保険者の皆様に影響が大き過ぎると考えたため、綱渡りのタイトなスケジュールにはなりますが、確定係数を待つて予算編成をすることといたしました。このため、12月の運協の開催を見送った次第です。

東京都の説明によれば、コロナで診察控えがあった令和2年度と診察控えが行われなくなっ

た今年度とでは、医療費の伸び率が通常の2か年よりも大きくなったことによるとのことですが、増加に転じただけでなく、増加額も非常に大きいことから、納付金の算定方法の見直しや、都独自の支援策を講じるよう、都内の区市町村から東京都に対し要望しております。年末に東京都から見直しを行う旨連絡があったところですが、どの程度変更があるかは示されておらず、1月10日前後に示される確定係数を待たねばなりません。

保険年金課といたしましても、仮に3億円のままだった場合、全額を税に転嫁することとなると、1人当たり1万4,000円もの値上げとなってしまふことから、さすがに影響が大き過ぎるということで、一般会計の繰入れを増やすべく財政当局との協議を進めております。

今後、納付金の確定係数が示されてからの決定となりますが、現時点では、歳入確保と歳出削減、基金の取崩し、税率の改定、一般会計からの繰入れの折衷策で納付金を賄おうと考えているところです。

国民健康保険に要した額を全て一般会計の負担とすることは公平性の観点からも難しいため、大変心苦しいところではございますが、被保険者の皆様への負担増も御理解いただきたく存じます。納付金の額が今年度以下まで下らない限り、1月20日前後に開催予定の運協におきまして税率改定の諮問をさせていただくことになるものと考えております。

続きまして、「こがねい国保健幸チャレンジ事業」における「歩数記録証」の誤送付について御説明いたします。

保険年金課が実施している「こがねい国保健幸チャレンジ事業」におきまして、昨年12月21日付で発送した「歩数記録証」380通のうち18通について、送付対象者のものではないほかの参加者の氏名と参加者IDを記載したものを発送していたことが判明しました。

なお、参加者IDとは、本事業だけに用いる英字をランダムに符号したもので、ほかの情報への関連づけはされておらず、個人の特定につながるものではありません。

この間の対応について御説明いたします。令和3年12月22日、参加者から委託事業者のコールセンターに、送付された「歩数記録証」に別の方の氏名、参加者IDの印字がある旨の連絡がありました。令和3年12月23日、市に対し、委託事業者から、誤発送が発生した旨の連絡があり、経過報告を受けました。

当初は誤発送の対象者の特定に時間がかかる見込みであったため、380人全員に対し電話連絡を実施しました。そのうち139件について連絡が取れ、回収する旨を案内しております。これと並行して誤発送対象者の特定作業を進めたところ、12月24日に18名に対し誤発送してしまったことが判明しました。この18名に対しては、再度電話をし、謝罪の上、自宅への訪問または郵送により回収を実施しております。電話連絡が取れた方のうち、誤りでなかった方につきましては、別途謝罪の文書を送付し、そちらの誤りのないものについて御活用いただきたい旨連絡をしております。郵送により回収、謝罪の文書送付ともに12月28日に発送を完了しております。誤りのあった18名につきましては、今月上旬に正しい「歩数記録証」を発送いたします。

次に、今回の誤発送の原因と対策について御説明いたします。印刷時に作業者が都度設定を行っていたことと、印刷物の点検が不十分であったことが原因であることが分かりました。今後はRPAにより印刷作業の自動化を行い、人為的なミスを防止するとともに、発送前の点検を徹底し、サンプル抽出数を増やし、複数で確認を実施し、ほかの個人情報の混入を防止いたします。

本市では、今回の事態を重く受け止め、今後このような事態が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

市民の皆様には、多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことについて、この場を借りて深くおわび申し上げます。

最後に、次回の日程について御説明いたします。先ほど納付金の説明の中でお話しいたしましたが、納付金の確定係数の結果次第で税率改定を行う可能性があります。税率の改定を行う場合は本運営協議会に諮問しなければならないため、改定を行う場合は1月下旬に運協を開催することとなります。事前に事務局から日程の仮調整をさせていただいたところ、1月21日の夜が最も都合のつく人数が多いようでした。あくまでも税率改定を行う場合になりますが、1月21日金曜日19時30分から本庁舎3階の第1会議室にて開催いたしますので、御予定を空けておいていただければと存じます。

先ほど御説明したとおり、確定係数の提示は例年1月10日頃となっております。確定係数の提示後、直ちに内部検討を行い、税率の改定の諮問の是非を決定いたしますので、運協の開催をする、しないにつきましては、13日または14日にお知らせしたいと考えております。資料等につきましても、大至急作成いたしまして、できれば同じタイミングで送付させていただくことを考えておりますが、いずれにしても会議の直前になってしまうことを御容赦ください。お忙しい中、誠に申し訳ございませんが、御協力のほどお願いいたします。

事務局からは以上3点となります。

◎遠藤会長 説明がございました。

その他、皆様方から何か御質問等々ございましたらお願いします。宮下委員。

◎宮下委員 宮下でございます。意見でございますが、法定外繰入れということを予定されているということでございますが、ほかの国保以外の被用者保険に加入している方にとりましては、法定外繰入れがございまして、通常ほかのことに使うべきお金が減ってしまうといいますが、国民健康保険のために使われて、利益を受けられないということになることも十分御留意の上、御検討いただければと思います。

また、歩数記録をやっているというので、こういったことがあったかと思うのですが、健康に対する取組をやっていただきまして医療費を抑えると言ったらおかしいのですが、健康になっていただいて総医療費を抑えていただくということが、保険料を安くする本筋の道かと思っておりますので、その辺もぜひ事務局の方から広報していただいたほうがよろしいかなと思った次第でございます。

以上でございます。

◎遠藤会長 貴重な御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。ないようでしたら、これで終わりたいと思います。

以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。
お疲れさまでした。

20時15分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和4年1月5日

議 長 遠 藤 百合子

署名委員 穂 坂 英 明

署名委員 黒 米 哲 也